

明海大学 不動産学部

不動産の不思議

第47回

学生たちの視点と発見

2014年(平成26年)8月26日号

【学生の目】

浦安の街で隣地境界線に密接した建物を見た(写真)。隣地境界線に近接する建物を見ることは少なくなっていることに違和感を

持った。隣地と争いは起きないだろうか。また、入居者は快適に過ごせるのだろうか。



森田 愛理

不動産学部3年

境界線付近の建築の制限については民法233条に規定があり、建物を建築するには、境界線から50m以上離さなければならぬ。この規定は比較的よく知られている

必要がある。

採光の問題もある。建築基準法第28条によれば、住宅の居室には床面積の7分の1以上の採光に有効な窓を設ける必要がある。隣地境界線側の窓は、実際の窓面積に規定の式で求めた係数をかけた広さと見なされ、境界線に密接すると、採光に有効な窓と見なされることもある。

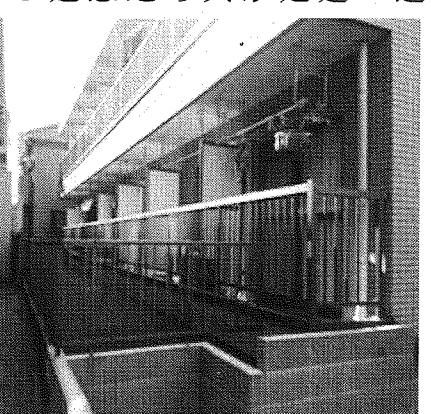
「不動産の不思議第15回」14年1月7日号にも記載)。東京都の窓先空

必要だ。

隣地境界線と建物の関係

ベランダに自隠しをしたアパートはとてもアパートとはいえないだろう。しかし、1m未満の場合に、隣地側(ベランダを含む)を設ける者は、自隠しを付けなければならない、と規定している。

同住宅では窓と隣地境界線の距離を一定以上確保し、空地状になければならない。窓先空地が2mの場合(耐火建築物以外で100mを超える0m以下)、ベランダも2mは後退しなければならない。



隣と接近して建てられたアパート

居住の快適性や安全性重視へ

地の規定は、あわせて自隠しの規定もクリアし、採光規定も適合しやすい。それが違和感の原因のようだ。

【教員のコメント】

2階建て程度であれば、健常者は消防車が来る前に避難できるかもしれないが、高齢者の場合は、消防隊の救助が必要な場合も考えられる。

写真のような建物位置は景観上も好ましいとは言えない(富山大貴紐解いて、建築設計士や発注者をり)。一方で、不動産のプロデューサーが

採光の問題もある。建築基準法第28条によれば、住宅の居室には床面積の7分の1以上の採光に有効な窓を設ける必要がある。隣地境界線側の窓は、実際の窓面積に規定の式で求めた係数をかけた広さと見なされ、境界線に密接すると、採光に有効な窓と見なされることもある。

「不動産の不思議第15回」14年1月7日号にも記載)。東京都の窓先空

必要だ。

直し、居住の快適性や安全性をより高いものにすることが考えられる。

と、境界線付近の建築関係を見

くなる。賃貸住宅の空室率の高

さや高齢者居住のことを考える

と、境界線付近だけでも、民法の規定、

建築基準法の単体規定・集団規定、

地方公共団体の条例と規制が重層す

る。その重層と将来の不動産市場を

紐解いて、建築設計士や発注者をり